

資
質

料

編

《目次》

(関係条例等)

| | | |
|------|----------------------------|-------|
| 資料第1 | 小平市防災会議条例..... | 資料-1 |
| 資料第2 | 小平市防災会議運営規程..... | 資料-3 |
| 資料第3 | 小平市災害対策本部条例..... | 資料-5 |
| 資料第4 | 小平市災害対策本部条例施行規則..... | 資料-6 |
| 資料第5 | 小平市災害対策本部運営要綱..... | 資料-10 |
| 資料第6 | 小平市災害発生時の緊急初動態勢に関する要領..... | 資料-24 |

(協定等)

| | | |
|-------|--|-------|
| 資料第7 | 自治体間における災害時相互応援協定一覧..... | 資料-29 |
| 資料第8 | 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県狭山市） | 資料-30 |
| 資料第9 | 震災時等の相互応援に関する協定書（都内26市3町1村） | 資料-32 |
| 資料第10 | 災害時の避難場所相互利用に関する協定書（東京都立川市） | 資料-34 |
| 資料第11 | 姉妹都市災害時相互応援に関する協定書（北海道小平町） | 資料-35 |
| 資料第12 | 災害時の避難場所相互利用に関する協定書（東京都国分寺市） | 資料-37 |
| 資料第13 | 「平櫛田中ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書 （岡山県井原市）..... | 資料-39 |
| 資料第14 | 昭和37年市制施行小矢部市・小平市災害時における相互応援に 関する協定書..... | 資料-41 |
| 資料第15 | 公的機関及び民間企業との災害時協力協定等一覧..... | 資料-43 |

(具体的計画)

| | | |
|-------|---------------------|-------|
| 資料第16 | 小平市消防団火災出動区域表..... | 資料-50 |
| 資料第17 | 緊急通行車両等確認申請書等..... | 資料-51 |
| 資料第18 | 交通規制除外車両通行申請書..... | 資料-53 |
| 資料第19 | 大震災時における交通規制図..... | 資料-55 |
| 資料第20 | 緊急道路障害物除去路線図..... | 資料-56 |
| 資料第21 | ガスメーター復帰方法..... | 資料-57 |
| 資料第22 | ヘリコプター発着場基準..... | 資料-58 |
| 資料第23 | 緊急初動態勢..... | 資料-60 |
| 資料第24 | 無線局配置一覧表..... | 資料-61 |
| 資料第25 | 小平市防災無線システム構成図..... | 資料-68 |

| | | |
|-------|------------------------|--------|
| 資料第26 | J-ALERT自動放送条件等一覧 | 資料-69 |
| 資料第27 | 東京都・小平市地方非常通信ルート | 資料-70 |
| 資料第28 | 被害程度の認定基準 | 資料-71 |
| 資料第29 | 遺体収容所における標準的な配置区分図 | 資料-74 |
| 資料第30 | 火葬場一覧 | 資料-75 |
| 資料第31 | 災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法 | 資料-76 |
| 資料第32 | 災害用伝言板の利用方法(各通信事業者) | 資料-77 |
| 資料第33 | いっとき避難場所及び広域避難場所一覧表 | 資料-79 |
| 資料第34 | 指定避難所一覧表 | 資料-81 |
| 資料第35 | 避難者カード | 資料-84 |
| 資料第36 | 物品受け払い簿 | 資料-86 |
| 資料第37 | 避難所日誌 | 資料-87 |
| 資料第38 | 備蓄物資一覧 | 資料-88 |
| 資料第39 | 市所有車両一覧 | 資料-89 |
| 資料第40 | 多摩地区の給水拠点 | 資料-92 |
| 資料第41 | 物資の流れ | 資料-93 |
| 資料第42 | RI法の対象事業所 | 資料-94 |
| 資料第43 | 罹災(罹災届出)証明願 | 資料-100 |
| 資料第44 | 罹災証明書 | 資料-102 |
| 資料第45 | 仮置場の可燃性廃棄物の火災予防 | 資料-103 |
| 資料第46 | 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 | 資料-106 |
| 資料第47 | 災害援護資金の貸付 | 資料-107 |
| 資料第48 | 生活福祉資金の貸付 | 資料-108 |
| 資料第49 | 被災者生活再建支援金の支給 | 資料-109 |
| 資料第50 | 中小企業への融資 | 資料-110 |
| 資料第51 | 農林漁業関係者への融資 | 資料-112 |
| 資料第52 | 災害報告の様式 | 資料-114 |
| 資料第53 | 日毎の記録を整理するために必要な書類 | 資料-117 |
| 資料第54 | 災害救助法による救助の程度・方法及び期間 | 資料-120 |
| 資料第55 | 被災者相談窓口の相談分野・相談内容 | 資料-124 |
| 資料第56 | 気象庁震度階級関連解説表 | 資料-125 |
| 資料第57 | 気象庁の火山観測・監視体制 | 資料-129 |
| 資料第58 | 浸水予想区域・土砂災害警戒区域 | 資料-130 |

資料第 1

小平市防災会議条例

昭和 38 年
条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、小平市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小平市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織(災害対策基本法第 5 条第 2 項に規定する自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、防災上必要な機関、団体のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は 33 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、

関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を総括する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則(昭和38年6月24日・昭和38年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年12月9日・昭和46年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日・平成12年条例第2号)

この条例中第1条及び第7条の規定は公布の日から、その他の規定は平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日・平成22年条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日・平成25年条例第5号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料第 2

小平市防災会議運営規程

昭和 47 年

訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小平市防災会議条例(昭和 38 年条例第 18 号)第 6 条の規定に基づき、小平市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第 3 条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第 4 条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議題及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委任)

第 5 条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第 6 条 専門委員は、調査の結果を報告することができる。

(部会)

第 7 条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

附 則(昭和 47 年 8 月 17 日・昭和 47 年訓令第 10 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 2 月 3 日・平成 12 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月15日・平成16年訓令第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日・平成17年訓令第14号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日・平成27年訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

資料第3

小平市災害対策本部条例

昭和38年
条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、小平市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、小平市規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を統括する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、小平市規則で定める。

附 則(昭和38年6月24日・昭和38年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年12月9日・昭和46年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日・平成12年条例第2号)

この条例中第1条及び第7条の規定は公布の日から、その他の規定は平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日・昭和25年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料第4

小平市災害対策本部条例施行規則

昭和46年
規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、小平市災害対策本部条例（昭和38年条例第20号）第2条第3項及び第4条の規定に基づき、小平市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及びその所掌事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示に関すること。
- (4) 東京都及び公共機関に対する応援の要請に関すること。
- (5) 隣接市との相互応援に関すること。
- (6) 災害救助法の適用の要請に関すること。
- (7) 公用令書による公用負担に関すること。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもつて構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもつて充てる。

2 小平市災害対策本部条例第3条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にある者をもつて充てる。

企画政策部長 企画政策部行政経営担当部長 総務部長 総務部危機管理担当部長 市民部長 地域振興部長 地域振興部文化スポーツ担当部長 子ども家庭部長 健康福祉部長 健康福祉部健康・保険担当部長 環境部長 都市開発部長 都市開発部都市建設担当部長 会計管理者 教育部長 教育部教育指導担当部長 教育部地域学習担当部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 消防団長

2 前項の表に掲げる者のほか、本部長が必要があると認めるときは、小平市の職員のうちから本部員を指名することができる。

3 本部員に事故があるときは、本部員があらかじめ指名する者（次条において「本部員代理」という。）がその職務を代理する。

(部の編成等)

第6条 部（小平市災害対策本部条例第2条第1項に規定する部をいう。以下この条において同じ。）の編成及び分掌事務は、別表のとおりとする。

- 2 部に属すべき本部の職員は、別表に定める者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、部長が必要があると認めるときは、班に副班長を置き、あらかじめ部長が指名する職員をこれに充てることができる。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部長及び副部長に共に事故があるときは、本部員代理（部長である本部員の職務を代理する本部員代理に限る。）が部長の職務を代理する。
- 6 班長は、部長の命を受け、班の事務を統括する。
- 7 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 班員は、班長の命を受け、班の事務に従事する。

（職務権限）

第7条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

（部班長会議）

第8条 本部長は、災害対策の推進を図るため必要があると認めるときは、部班長会議を招集することができる。

（委任）

第9条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則（昭和46年12月15日・昭和46年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月5日・昭和50年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月27日・昭和60年規則第23号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年8月1日・昭和62年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日・昭和63年規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日・平成元年規則第35号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日・平成3年規則第19号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年7月1日・平成3年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日・平成4年規則第16号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日・平成7年規則第12号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月7日・平成9年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月27日・平成10年規則第14号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日・平成11年規則第25号）
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日・平成11年規則第44号）
この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成11年9月30日・平成11年規則第53号）
この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日・平成14年規則第39号）
この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日・平成16年規則第4号）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日・平成17年規則第43号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日・平成18年規則第23号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日・平成18年規則第32号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日・平成19年規則第29号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日・平成19年規則第43号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月25日・平成20年規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月27日・平成21年規則第7号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月1日・平成22年規則第20号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日・平成23年規則第13号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日・平成23年規則第15号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日・平成24年規則第14号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日・平成24年規則第16号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月28日・平成25年規則第40号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日・平成26年規則第22号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日・平成27年規則第11号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日・平成28年規則第35号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月12日・平成29年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日・平成30年規則第14号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日・令和元年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日・令和2年規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日・令和3年規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月11日・令和3年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月16日・令和3年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

[省略]

資料第5

小平市災害対策本部運営要綱

平成22年6月1日

事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、小平市地域防災計画（小平市防災会議条例（昭和38年条例第18号）第2条第1号の規定により作成された小平市地域防災計画をいう。）に定めるもののほか、小平市災害対策本部条例施行規則（昭和46年規則第15号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、本部の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に規定する程度のもの又はこれに準ずるものをいう。

(本部の設置)

第3条 市長は、小平市の区域内（以下「市内」という。）において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、第7条の規定による非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、本部を設置する。

2 小平市の職員（小平市災害発生時の緊急初動態勢に関する要領（平成22年6月1日制定）第3条第3項に規定する緊急初動要員を除く。）は、市内において次の各号のいずれかの事態が発生したときは、速やかにそれぞれの勤務場所に参集しなければならない。

- (1) 震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 震度5弱の地震が発生し、大きな被害が予想される場合において、市長が出動を命ずるとき。
- (3) その他災害発生により第7条の規定による非常配備態勢が必要とされる場合において、市長が出動を命ずるとき。

(本部の設置の通知等)

第4条 災対調整部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に対し、本部の設置を通知するとともに市民への周知を図らなければならない。

- (1) 副本部長及び本部員
- (2) 東京消防庁小平消防署長
- (3) 警視庁小平警察署長
- (4) 東京都知事
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- (6) 隣接市の市長
- (7) その他関係機関の長

2 部長は、前項の通知を受けたときは、本部の設置について所属職員（班長及び班員をいう。以下同じ。）に対しその旨の周知徹底をしなければならない。

(本部の廃止)

第5条 市長は、市内において災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害が発生す

るおそれが解消したと認めるときは、本部を廃止する。

2 前条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(情報連絡態勢)

第6条 市長は、本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報の収集及び伝達のために必要があると認めるときは、情報連絡態勢を執るものとする。

2 地震による災害に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、市長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

震度4の地震が発生したときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

震度4の地震が発生した場合であって局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課並びに本部の各班の班長及び副班長となるべき者において局地的災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

3 台風、豪雨等による災害に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、市長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

大雨注意報、洪水注意報又は強風注意報のいずれかの注意報が発表されたとき、台風の接近が予想されるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課、環境部水と緑と公園課、環境部下水道課及び都市開発部道路課において台風、豪雨等に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

大雨警報、洪水警報又は暴風警報のいずれかの警報が発表されたとき、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

企画政策部秘書広報課、総務部総務課、総務部防災危機管理課、地域振興部文化スポーツ課、子ども家庭部子育て支援課、子ども家庭部保育課、環境部環境政策課、環境部資源循環課、環境部水と緑と公園課、環境部下水道課、都市開発部公共交通課、都市開発部道路課、教育部教育総務課において局地的災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

4 原子力緊急事態による災害に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、

市長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

放射性物質又は放射線が市内に影響を及ぼすと予想されるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課及び環境部環境政策課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第10条第1項の規定による通報があったときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部総務課、総務部防災危機管理課、地域振興部市民協働・男女参画推進課、地域振興部産業振興課、地域振興部文化スポーツ課、子ども家庭部子育て支援課、子ども家庭部保育課、健康福祉部健康推進課、環境部環境政策課、環境部資源循環課、環境部水と緑と公園課、環境部下水道課、都市開発部道路課、都市開発部施設整備課、教育部教育総務課、教育部学務課、教育部指導課、教育部地域学習支援課、公民館及び図書館において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

5 噴火による災害に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、市長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

富士山及び市内に降灰が予想される火山の噴火警報が発表されたときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

東京都の区域内に降灰予報が発表されたとき、市内に降灰の強さ1の降灰が確認されたときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課、地域振興部産業振興課、環境部下水道課及び都市開発部道路課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

6 市長は、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は本部を設置したときは、情報連絡態勢を解除する。

(本部の非常配備態勢)

第7条 地震による災害に対処するための本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1非常配備態勢

ア 発令の時期

震度 5 弱の地震が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。

(2) 第 2 非常配備態勢

ア 発令の時期

震度 5 強以上の地震が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

本部の総力をもって対処する態勢とする。

2 台風、豪雨等による災害に対処するための本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第 1 非常配備態勢

ア 発令の時期

災害が発生するおそれがあるとき、局地的災害が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。

(2) 第 2 非常配備態勢

ア 発令の時期

災害が拡大し、第 1 非常配備態勢では対処できないときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

本部の総力をもって対処する態勢とする。

3 原子力緊急事態による災害に対処するための本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第 1 非常配備態勢

ア 発令の時期

原災法第 15 条第 2 項に規定する原子力緊急事態宣言があったときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。

(2) 第 2 非常配備態勢

ア 発令の時期

災害が拡大し、その影響が市内に及ぶことにより第 1 非常配備態勢では対処できないときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

本部の総力をもって対処する態勢とする。

4 噴火による災害に対処するための本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第 1 非常配備態勢

ア 発令の時期

東京都の区域内に降灰予報が発表され、かつ、降灰が予想される地域に小平市の区域が含まれるとき、市内に降灰の強さ2の降灰が確認されたときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。

(2) 第2 非常配備態勢

ア 発令の時期

災害が拡大し、第1 非常配備態勢では対処できないとき、市内に降灰の強さ3の降灰が確認されたときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

本部の総力をもって対処する態勢とする。

(非常配備態勢の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、本部長は、災害の状況に応じ必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対してのみ前条に掲げる非常配備態勢と種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(非常配備態勢に基づく措置)

第9条 部長は、あらかじめ部に所属する班が非常配備態勢の種別に応じて措置すべき活動要領を定め、所属職員に対しその旨の周知徹底をしなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、前項に規定する活動要領により所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(非常配備態勢時の動員人員)

第10条 非常配備態勢別の動員人員は、原則として別表のとおりとする。ただし、部長は、災害の状況、応急措置の進捗状況等により、所属職員の動員人員を適宜増減することができるものとする。

(所属職員の配置)

第11条 部長は、あらかじめ非常配備態勢別動員表(別記様式第1号)を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員の参集方法を定め、所属職員に対しその旨の周知徹底をしなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応じ次に掲げる処置を執らなければならない。

(1) 非常配備態勢別動員表により所属職員を配置すること。

(2) 所属職員に参集方法及び交代方法を周知徹底させること。

(3) その他高次の非常配備態勢に応ずる所属職員の配置に移行できる措置を講ずること。

(職員の服務)

第12条 本部の職員は、本部が設置されたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 常に災害に関する情報及び本部に係る指示に注意すること。

(2) 不急の行事、会議又は出張を中止すること。

(3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。

(4) 勤務場所を離れるときには、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。

(5) 非常配備態勢が発令されたときは、非常配備態勢別動員表により速やかに参集すること。

(6) 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないよう注意すること。

(本部連絡員)

第13条 本部長室、部及び班相互間の連絡又は調整を推進するため、部ごとに本部連絡員を置く。

2 部長は、本部の設置後速やかに所属職員のうちから複数の本部連絡員を指名し、災対調整部長に報告しなければならない。

3 本部連絡員は、本部が設置されている間交代で勤務し、災対調整部長の指示があるまで退庁することができない。

4 本部連絡員は、勤務を交代したときは、直ちに災対調整部長に報告しなければならない。

(本部連絡員の招集)

第14条 災対調整部長は、必要があると認めるときは、指定した場所に本部連絡員を招集することができる。

(本部長室の開設)

第15条 災対調整部長は、本部が設置された場合は、直ちに本部長室を開設するために必要な措置を執るものとする。

2 本部長室は、小平市庁舎3階の災害対策本部室に開設する。

(本部長室の運営)

第16条 本部長は、規則第2条に規定する所掌事務について審議する必要がある場合は、副本部長及び本部員を招集する。

2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に前項に規定する以外の者の出席を求めることができる。

3 部長は、その分掌事務について協議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

(本部長室における発信事項の処理)

第17条 災対調整部長は、本部長の指示事項及び本部長室の付議事項のうち、必要と認める事項について、本部連絡員の参集を求め、又は庁内放送、電話その他適切な方法により本部の職員その他関係者に伝達するものとする。

(本部長室における受信事項の処理)

第18条 災対調整部長は、東京都災害対策本部からの指示、通報又は連絡事項を受信したときは、直ちに本部長に報告し、必要な指示を受けなければならない。

2 警察署、消防署等関係防災機関又は協力団体等からの受信事項については、前項に準じて処理するものとする。

(通信伝票)

第19条 本部長室における発信事項及び受信事項の処理は、通信伝票(別記様式第2号)を使用しなければならない。

(処置状況等の報告)

第20条 部長は、次に掲げる事項について速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 把握した被害状況その他の災害に関する情報
- (2) 実施した応急措置の内容
- (3) 今後実施しようとする応急措置の内容
- (4) 本部長から特に指示された事項

(5) その他必要と認める事項

(予算手続)

第21条 災対企画政策部長は、本部長室が設置されたときは、速やかに予算措置に関する基本方針を本部長室に付議して、関係部長に必要な指示をしなければならない。

2 部長は、部の分掌事務の遂行に要する費用について、予算額に不足が生じようとするとき、又は予算措置が講じられていないときは、直ちに災対企画政策部長の指示を受けなければならない。

(調達手続)

第22条 物資等の調達は、部の分掌事務に従って部長が、小平市契約事務規則（昭和39年規則第15号）第71条の規定により災対総務部調達班に請求するものとする。

2 災対総務部調達班は、部及び班の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう調達事務を処理しなければならない。

(支払手続)

第23条 部が調達をした物資等に関する支払は、当該調達をした部が原則として一般の支払手続により支払事務を処理し、即時の支払を必要とするものについては、小平市会計事務規則（平成13年規則第17号）第72条の規定により、資金前渡を受けて支払事務を処理する。

2 災対企画政策部長は、本部長室が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部長室に付議して、部長及び班長に必要な指示をしなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月16日から施行する。

別表(第10条関係)

| 本部の組織 | | 通常の組織 (行政組織) | 所属職員数 | 非常配備態勢 | | | 備考 |
|-------------|-----------------|--------------------------------|-------|--------|----|----|--|
| | | | | 再任用 | 第1 | 第2 | |
| 災対調整部 | 本部班 | 総務部防災 危機管理課 | 9 | | 9 | 9 | |
| | | 総務部地域 安全課 | 3 | | 3 | 3 | |
| 災対企画政 策部 | 政策班 | 企画政策部 政策課 | 6 | | 2 | 6 | |
| | 財政班 | 企画政策部 財政課 | 9 | | 3 | 9 | |
| | 広報班 | 企画政策部 秘書広報課 | 7 | 2 | 3 | 9 | |
| | 情報シ ステム 班 | 企画政策部 情報政策課 | 11 | | 4 | 11 | デジタルトランス フォーメーション推 進担当課長1人を含 む。 |
| | 本部協 力班 | 企画政策部 行政経営課 | 5 | | 2 | 5 | |
| | 不動産 調達班 | 企画政策部 公共施設マ ネジメント 課 | 12 | | 4 | 12 | |
| 災対総務部 | 総務班 | 総務部総務 課 | 9 | 2 | 3 | 11 | |
| | 調達班 | 総務部契約 検査課(検査 担当を除 く。) | 6 | 1 | 2 | 7 | |
| | 建築協 力班 | 総務部契約 検査課(検査 担当に限 | 2 | | 1 | 2 | 総務部検査担当課長 1人を含む。 |

| | | | | | | | |
|----------|-------|------------------------------|-----|---|----|-----|-----------------------|
| | | る。) | | | | | |
| | 受援班 | 総務部職員課 | 13 | 1 | 4 | 14 | 総務部労務・人事制度担当課長1人を含む。 |
| 災対市民部 | 調査協力班 | 市民部市民課(市民サービス担当及び市民相談担当を除く。) | 42 | 2 | 14 | 44 | |
| | 広聴班 | 市民部市民課(市民サービス担当及び市民相談担当に限る。) | 4 | 4 | 2 | 8 | 市民部市民サービス担当課長1人を含む。 |
| | 調査班 | 市民部税務課 | 41 | 2 | 14 | 43 | |
| | | 市民部収納課 | 26 | | 9 | 26 | |
| 災対地域振興部 | 広聴協力班 | 地域振興部市民協働・男女参画推進課 | 10 | 1 | 3 | 11 | |
| | 産業班 | 地域振興部産業振興課 | 9 | | 3 | 9 | |
| | 物資拠点班 | 地域振興部文化スポーツ課 | 14 | 1 | 5 | 15 | 地域振興部スポーツ振興担当課長1人を含む。 |
| 災対子ども家庭部 | 保育班 | 子ども家庭部子育て支援課 | 20 | | 6 | 20 | 子ども家庭部家庭支援担当課長1人を含む。 |
| | | 子ども家庭部保育課 | 211 | 1 | 27 | 212 | 子ども家庭部保育指導担当課長1人を含む。 |

| | | | | | | | |
|----------------|-------|--|--------------|---|----|----|--|
| | | | | | | | む。 |
| 災対健康福祉部 | 援護班 | 健康福祉部 生活支援課 (計画調整 担当及び保 護担当を除 く。) | 13 | 3 | 5 | 16 | |
| | 避難班 | 健康福祉部 生活支援課 (計画調整 担当及び保 護担当に限 る。) | 28 | | 9 | 28 | |
| | | 健康福祉部 高齢者支援 課 | 32 | 3 | 11 | 35 | 健康福祉部地域包括 ケア推進担当課長1 人を含む。 |
| | | 健康福祉部 障がい者支 援課 | 24 | | 8 | 24 | |
| | | 健康福祉部 保険年金課 | 25 | 1 | 8 | 26 | |
| | 救護班 | 健康福祉部 健康推進課 | 32 | 1 | 10 | 33 | 健康福祉部新型コロ ナウイルスワクチン 接種担当課長1人を 含む。 |
| | 災対環境部 | 環境衛生班 | 環境部環境 政策課 | 8 | | 3 | 8 |
| 環境部資源 循環課 | | | 11 | 1 | 4 | 12 | |
| 環境部水と 緑と公園課 | | | 13 | 1 | 4 | 14 | |
| 下水復旧班 | | 環境部下水 道課 | 16 | 1 | 8 | 17 | |
| 災対都市開 | 都市整 | 都市開発部 | 13 | 1 | 4 | 14 | |

| | | | | | | | |
|-------------|-----------|----------------------|-----|-----|-----|-----|--|
| 発部 | 備班 | 都市計画課 | | | | | |
| | | 都市開発部 建築指導課 | 1 6 | | 5 | 1 6 | 都市開発部建築確認 担当課長 1 人含む。 |
| | | 都市開発部 公共交通課 | 3 | | 1 | 3 | |
| | | 都市開発部 地域整備支 援課 | 7 | | 2 | 7 | |
| 災対都市建 設部 | 道路復 旧班 | 都市開発部 道路課 | 3 7 | 1 | 1 1 | 3 8 | 都市開発部公共工事 担当課長 1 人及び都 市開発部都市計画道 路担当課長 1 人を含 む。 |
| | | 都市開発部 交通対策課 | 5 | | 2 | 5 | |
| | 建築班 | 都市開発部 施設整備課 | 1 3 | | 4 | 1 3 | |
| 災対出納部 | 出納班 | 会計課 | 8 | 1 | 3 | 9 | |
| 災対教育部 | 学校施 設班 | 教育部教育 総務課 | 1 0 | | 3 | 1 0 | |
| | | 教育部学務 課 | 1 4 | | 4 | 1 4 | |
| | 学校班 | 教育部指導 課 | 1 2 | 1 | 4 | 1 3 | 教育部教育施策推進 担当課長 1 人を含 む。 |
| | | 市立小学校 | 4 2 | 5 | | 4 7 | |
| | | 市立中学校 | | | | | |
| | 社会教 育班 | 教育部地域 学習支援課 | 7 | | 2 | 7 | |
| | | 公民館 | 2 3 | | 1 4 | 2 3 | |
| 図書館 | | 4 6 | 4 | 1 2 | 5 0 | | |
| 協力部 | 協力班 | 議会事務局 | 1 0 | | 3 | 1 0 | |
| | | 選挙管理委 | 3 | | 1 | 3 | |

| | | | | | | |
|-----|-----|------------|-------|--|-----|-------|
| | | 員会事務局 | | | | |
| | | 監査事務局 | 3 | | 1 | 3 |
| 消防部 | 各分団 | 消防団各分 団 | 1 5 1 | | 7 6 | 1 5 1 |

備考 本部長、副本部長及び本部員は、第1非常配備態勢で出動する。

非常配備態勢別動員表

年 月 日作成

| 災害対策本部の組織 | | | | |
|-----------|------|----|------------------|---------------|
| 通常の行政組織 | | | | |
| 氏 名 | 態勢種別 | | 自宅電話番号 携帯電話番号 | 住 所 (丁目まで) |
| | 第1 | 第2 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 (人) | | | | |

備考 態勢種別欄は、それぞれ該当欄に○印を記入すること。

通 信 伝 票

(記入者)

所属 _____ 班

| | | | | | |
|---|--|-----|---|-----|---|
| 整理番号 | 月 日 時 分 | 発信元 | (※発信先の部で該当班を判断) <input type="checkbox"/> 班 (担当) <input type="checkbox"/> その他() | 発信先 | (※発信先の部で該当班を判断) <input type="checkbox"/> 班 (担当) <input type="checkbox"/> その他() |
| 件名 | <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> 照会 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 指令 | | | | |
| (内容)日時 月 日() 時 分 | | | | | |
| 場所 小平市 町 丁目 ー | | | | | |
| (地図位置 P. の(A・B・C・D・E・F・G・H・I・J)の(1・2・3・4・5)) | | | | | |
| (処理・対応) | | | | | |
| (備考： <input type="checkbox"/> 報告・回答を要す <input type="checkbox"/> 報告・回答は不要) | | | | | |

資料第 6

小平市災害発生時の緊急初動態勢に関する要領

平成 22 年 6 月 1 日

事務執行規程

改正 平成 25 年 10 月 28 日事務執行規程

平成 27 年 4 月 1 日事務執行規程

平成 28 年 4 月 1 日事務執行規程

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小平市の区域内（以下「市内」という。）において地震等による災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）に、小平市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 20 号）に基づく小平市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され災害応急対策の円滑な遂行が確保されるまでの間、災害緊急対策を行う緊急初動態勢に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災対策地区 各初動地区隊が情報収集、連絡その他の災害緊急対策に関することを行う区域をいう。
- (2) 防災連絡所 小学校、中学校及び小平元気村おがわ東に設置される防災対策地区内の応急活動の拠点をいう。
- (3) 初動本部 災害発生時に小平市庁舎に設置される応急活動を行う組織をいう。
- (4) 初動地区隊 災害発生時に防災連絡所に設置される応急活動を行う組織をいう。
- (5) 初動本部員 初動本部に所属する職員をいう。
- (6) 初動地区隊員 初動地区隊に所属する職員をいう。

(組織及び業務)

第 3 条 緊急初動態勢に係る組織、出勤場所、防災対策地区及び業務内容は、別表に定めるところによる。

- 2 初動本部に初動本部長を置き、総務部危機管理担当部長をもって充てる。
- 3 初動本部長は、緊急初動態勢の業務を総括し、初動本部員及び初動地区隊員（以下「緊急初動要員」という。）を指揮する。
- 4 総務部防災危機管理課長は、総務部危機管理担当部長に事故があるときは、初動本部長の職務を代理する。
- 5 総務部危機管理担当部長及び総務部防災危機管理課長ともに事故があるときは、総務部危機管理担当部長があらかじめ指名する職員が、初動本部長の職務を代理する。

(緊急初動要員の指名)

第 4 条 市長は、市内及び小平市の近隣に居住する職員のうちから緊急初動要員を指名する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する職員以外の職員のうちから緊急初動要員を指名することができる。
- 3 市長は、緊急初動要員の指名の際に出勤場所を指定する。
- 4 市長は、緊急初動要員から市役所隊並びに各初動地区隊の隊長及び副隊長を指名する。

- 5 緊急初動要員として指名された者は、病気、転居等により緊急初動要員として活動することが困難になったときは、遅滞なく市長にその旨の届出をしなければならない。
- 6 市長は、前項の届出をした者が緊急初動要員として適さないと認めるときは、緊急初動要員の任を解くものとする。

(緊急初動要員の出動)

第5条 緊急初動要員は、市内において次の各号のいずれかの事態が発生したときは、速やかに指定された出動場所に出動しなければならない。

- (1) 震度5強以上の地震が発生したとき。
 - (2) 震度5弱の地震が発生し、大きな被害が予想される場合において、市長が出動を命ずるとき。
 - (3) その他災害発生により緊急初動態勢が必要とされる場合において、市長が出動を命ずるとき。
- 2 緊急初動要員は、特別の事情により出動できないときは、速やかに初動本部及び初動地区隊の隊長（以下「隊長」という。）に連絡しなければならない。

(初動地区隊員の責務)

第6条 隊長は、初動本部長の命を受け、初動地区隊の分担業務をつかさどり、所属の初動地区隊員を指揮する。

- 2 初動地区隊の副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 初動地区隊員は、隊長の命を受け、迅速かつ適正に初動地区隊の業務を遂行しなければならない。

(災害対策本部の設置後の事務)

第7条 緊急初動要員は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の災対調整部本部班の事務に従事することができる。

(緊急初動要員の訓練等)

第8条 緊急初動要員は、災害の発生に備え、市が行う訓練等に参加し、平常時から自己の分担業務の修得に努めなければならない。

(緊急初動要員の任期)

第9条 緊急初動要員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の緊急初動要員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(庶務)

第10条 災害発生時の緊急初動態勢に関する庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、災害発生時の緊急初動態勢に関し必要な事項は、総務部危機管理担当部長が別に定める。

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 組織名 | 出動場所 | 防災対策地区 | 業務内容 |
|--------------|---------|--|--|
| 初動本部 市役所隊 | 小平市庁舎 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急初動態勢の庶務に関すること。 2 東京都及び防災関係機関との連絡に関すること。 3 初動地区隊との連絡に関すること。 4 初動地区隊への指揮に関すること。 5 災害対策本部設置の準備に関すること。 6 その他災害緊急対策に関すること。 |
| 第一小学校初動地区隊 | 小平第一小学校 | 小川町1丁目の一部（元中宿通り以東かつ青梅街道以南）、たかの台の一部（元中宿通り以東）、津田町1丁目、上水新町3丁目 | <ol style="list-style-type: none"> 1 防災連絡所の設置に関すること。 2 担当防災対策地区内の情報収集及び連絡に関すること。 |
| 第二小学校初動地区隊 | 小平第二小学校 | 学園東町の一部（あかしあ通り以東）、学園東町3丁目、仲町の一部（あかしあ通り以東）、天神町1丁目、同4丁目の一部（新小金井街道以西） | <ol style="list-style-type: none"> 3 その他担当防災対策地区内の災害緊急対策に関すること。 |
| 第三小学校初動地区隊 | 小平第三小学校 | 喜平町1丁目の一部（あかしあ通り以東）、回田町の一部（回田本通り以南の区域及び回田本通り以北かつ新小金井街道以東の区域）、御幸町の一部（小金井カントリークラブを除く。） | |
| 第四小学校初動地区隊 | 小平第四小学校 | 上水本町1丁目、同2丁目、津田町2丁目、同3丁目、学園西町1丁目の一部（小平第四小学校） | |
| 第五小学校初動地区隊 | 小平第五小学校 | 花小金井1丁目の一部（31～50番を除く。）、同5丁目、同6丁目の一部（野中通り以東）、同8丁目の一部（武蔵公園通り以東） | |
| 第六小学校初動地区隊 | 小平第六小学校 | 小川町2丁目の一部（青梅街道以北かつ西武多摩湖線以西）、小川東町3丁目の一部（株式会社ブリヂストン東京工場・技術センターを除く。）、同5丁目 | |
| 第七小学校初動地区隊 | 小平第七小学校 | 美園町1丁目、同2丁目、同3丁目、大沼町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4 | |

| | | |
|--------------|-----------|---|
| | | 丁目の一部（新小金井街道以西）、同7丁目 |
| 第八小学校初動地区隊 | 小平第八小学校 | 鈴木町1丁目の一部（新小金井街道以东かつ鈴木街道以南の区域で鈴木小学校を除く。）、同2丁目の一部（鈴木街道以南）、御幸町の一部（小金井カントリークラブ） |
| 第九小学校初動地区隊 | 小平第九小学校 | 喜平町3丁目の一部（3番を除く。）、鈴木町1丁目の一部（鈴木街道以北かつ新小金井街道以西） |
| 第十小学校初動地区隊 | 小平第十小学校 | 上水本町3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目 |
| 第十一小学校初動地区隊 | 小平第十一小学校 | 花小金井2丁目、同3丁目、同4丁目 |
| 第十二小学校初動地区隊 | 小平第十二小学校 | 小川町1丁目の一部（立川通り以南かつ大げやき道以西）、上水新町1丁目 |
| 第十三小学校初動地区隊 | 小平第十三小学校 | 栄町2丁目、同3丁目、小川西町1丁目、同2丁目、同3丁目の一部（富士見通り以西）、同5丁目 |
| 第十四小学校初動地区隊 | 小平第十四小学校 | 小川町2丁目の一部（西武多摩湖線以东かつ青梅街道以北）、小川東町、仲町の一部（青梅街道以北かつあかしあ通り以西） |
| 第十五小学校初動地区隊 | 小平第十五小学校 | 小川町2丁目の一部（青梅街道以南かつ西武多摩湖線以西）、学園西町1丁目の一部（四小東通り以西で小平第四小学校を除く。）、同2丁目の一部（学園中央通り以北の区域及び学園中央通り以南かつ四小東通り以西の区域）、同3丁目 |
| 元気村初動地区隊 | 小平元気村おがわ東 | 小川西町3丁目の一部（富士見通り以东）、小川東町1丁目の一部（中宿通り以北）、同2丁目、同3丁目の一部（株式会社ブリヂストン東京工場・技術センター）、同4丁目 |
| 花小金井小学校初動地区隊 | 花小金井小学校 | 花小金井1丁目の一部（31～50番）、花小金井南町3丁目 |
| 鈴木小学校初動地区隊 | 鈴木小学校 | 喜平町3丁目の一部（3番）、回田町の一部（回田本通り以北かつ新小金井街道以西）、鈴木町1丁目の |

| | | |
|---------------|----------|---|
| | | 一部（鈴木街道以南かつ新小金井街道以西の区域及び鈴木小学校） |
| 学園東小学校初動地区隊 | 学園東小学校 | 学園東町1丁目の一部（19番～24番を除く。）、同2丁目 |
| 上宿小学校初動地区隊 | 上宿小学校 | 中島町、栄町1丁目、小川町1丁目の一部（立川通り及び青梅街道以北で十三小通り以西） |
| 第一中学校初動地区隊 | 小平第一中学校 | 小川町2丁目の一部（西武多摩湖線以東かつ青梅街道以南）、仲町の一部（青梅街道以南かつあかしあ通り以西）、学園東町の一部（あかしあ通り以西）、学園東町1丁目の一部（19番～24番） |
| 第二中学校初動地区隊 | 小平第二中学校 | 小川町1丁目の一部（十三小通り以東かつ青梅街道以北）、小川西町4丁目、小川東町1丁目の一部（中宿通り以南） |
| 第三中学校初動地区隊 | 小平第三中学校 | 鈴木町1丁目の一部（新小金井街道以東かつ鈴木街道以北）、同2丁目の一部（鈴木街道以北）、天神町4丁目の一部（新小金井街道以東）、花小金井6丁目の一部（野中通り以西）、同7丁目 |
| 第四中学校初動地区隊 | 小平第四中学校 | 学園西町1丁目の一部（四小通り以東）、同2丁目の一部（学園中央通り以南）、喜平町1丁目の一部（あかしあ通り以西）、同2丁目 |
| 第五中学校初動地区隊 | 小平第五中学校 | 小川町1丁目の一部（青梅街道以南、大けやき道以東かつ元中宿通り以西）、たかの台の一部（元中宿通り以西）、上水新町2丁目 |
| 第六中学校初動地区隊 | 小平第六中学校 | 天神町2丁目、同3丁目、大沼町4丁目の一部（新小金井街道以東）、同5丁目、同6丁目、花小金井8丁目の一部（武蔵公園通り以西） |
| 上水中学校初動地区隊 | 上水中学校 | 上水南町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目 |
| 花小金井南中学校初動地区隊 | 花小金井南中学校 | 花小金井南町1丁目、同2丁目 |

資料第7

自治体間における災害時相互応援協定一覧

令和3年4月1日現在

| 種別 | 締結先 | 締結日 |
|----------|---|--|
| | | 内容 |
| 相互応援 | 埼玉県狭山市 【危機管理課】 狭山市入間川 1-23-5 電話 04-2953-1111 | 平成8年1月19日 ①食糧、飲料水、生活必需物資等の提供②救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材等の提供③必要な車両等の提供④必要な職員の応援⑤被災者の収容施設の提供⑥被災児童生徒の小中学校への一時受入れ⑦その他 |
| | 北海道小平町 【企画振興課】 小平町字小平町 216 電話 0164-56-2111 | 平成14年8月24日 ①食糧、飲料水、生活必需物資等の提供②救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材等の提供③必要な車両等の提供④ごみ、し尿の処理のための車両の斡旋⑤必要な職員の応援⑥被災者の収容施設の提供⑦被災児童生徒の小中学校への一時受入れ⑧ボランティアの斡旋⑨その他 |
| | 岡山県井原市 【危機管理課】 井原市井原町 311-1 電話 0866-62-9550 | 平成24年3月23日 ①食糧、飲料水、生活必需物資等の提供②救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材等の提供③必要な車両等の提供④必要な職員の応援⑤ホームページの代理掲載等の情報発信⑥その他 |
| | 富山県小矢部市 【総務課】 小矢部市本町 1-1 電話 0766-67-1760 | 平成24年12月25日 ①食糧、飲料水、生活必需物資等の提供②救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材等の提供③必要な車両等の提供④必要な職員の応援⑤ホームページの代理掲載等の情報発信⑥その他 |
| | 東京都 26市3町1村 | 平成8年3月1日 ①食糧、飲料水、生活必需物資等の提供②救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材等の提供③必要な車両等の提供④必要な職員の応援⑤被災者の収容施設の提供⑥ボランティアの斡旋⑦その他 |
| 避難場所相互利用 | 立川市 | 平成12年3月1日 避難場所の相互利用及び避難場所へ避難した市民の救援活動等 |
| | 国分寺市 | 平成15年10月31日 避難場所の相互利用及び避難場所へ避難した市民の救援活動等 |

資料第 8

災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県狭山市）

小平市と狭山市は、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、小平市と狭山市において、大規模な災害が発生し、被災市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合における両市間の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第 2 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急普及に必要な職員の応援
- (5) 被災者に対する収容施設の提供
- (6) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるもの

（応援要請の窓口）

第 3 条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第 4 条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- (6) 収容施設の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるもの

（経費の負担）

第 5 条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の応援に要する経費 応援を行う市が負担
 - (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 原則として応援を受ける市が負担
- 2 応援を受けた市が前項第 2 号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、応援した市は、当該経費を一時立替えて支弁するものとする。

（情報の交換）

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、両者署名押印の上、各1通保有する。

平成8年1月19日

小平市小川町二丁目1333番地

小平市

小平市長 前田雅尚

狭山市入間川一丁目23番5号

狭山市

狭山市長 町田潤一

資料第9

震災時等の相互応援に関する協定書（都内26市3町1村）

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続）

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定め

るところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市長村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

| | | | |
|--------|-------|---------|--------|
| 八王子市長 | 波多野重雄 | 保谷市長 | 保谷高範 |
| 立川市長 | 青木久 | 福生市長 | 石川彌八郎 |
| 武蔵野市長 | 土屋正忠 | 狛江市市長 | 石井三雄 |
| 三鷹市長 | 安田養次郎 | 東大和市長 | 尾又正則 |
| 青梅市長 | 田辺栄吉 | 清瀬市長 | 星野繁 |
| 府中市長 | 吉野和雄 | 東久留米市長 | 稲葉三千男 |
| 昭島市長 | 伊藤恵彦 | 武蔵村山市市長 | 志々田浩太郎 |
| 調布市長 | 吉尾勝征 | 多摩市長 | 白井千秋 |
| 町田市市長 | 寺田和雄 | 稲城市市長 | 石井良一 |
| 小金井市長 | 大久保慎一 | 羽村市長 | 井上篤太郎 |
| 小平市長 | 前田雅尚 | あきる野市長 | 田中雅夫 |
| 日野市長 | 森田喜美男 | 瑞穂町長 | 関谷久 |
| 東村山市市長 | 細渕一男 | 日の出町長 | 青木國太郎 |
| 国分寺市長 | 本多良雄 | 奥多摩町長 | 大館誉 |
| 国立市長 | 佐伯有行 | 檜原村長 | 鈴木陸實 |
| 田無市長 | 末木達男 | | |

資料第10

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（東京都立川市）

（趣旨）

第1条 この協定は、立川市（以下「甲」という。）と小平市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成12年3月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年3月1日

立川市錦町三丁目2番26号
甲 立川市
代表者 立川市長 青木 久
小平市小川町二丁目1333番地
乙 小平市
代表者 小平市長 前田 雅尚

資料第 1 1

姉妹都市災害時相互応援に関する協定書（北海道小平町）

小平市と小平町（以下「市町」という。）は、姉妹都市として相互に教育、文化、産業など広く交流をはかり、友好と理解を深めてきたが、さらに災害面での連携・応援体制の確立を図ることを目的として、次のとおり災害応援協定を協定する。

（趣旨）

第 1 条 市町の地域において災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号の災害が発生し、一方に大規模災害が発生した場合、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第 2 条 市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援の内容）

第 3 条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童、生徒等の一時受け入れ
- (7) 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認め要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第 4 条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第 5 号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第 6 号に掲げる一時受け入れに要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第 7 号に掲げる職員の職種類別人員
- (6) 前条第 8 号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (8) 前条各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第 5 条 応援を要請された市町は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第7号により派遣された職員に係る災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

(情報の交換)

第8条 市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成14年8月24日から施行する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、市町それぞれ記名押印のうけ、双方各1通を保有する。

平成14年8月24日

東京都小平市小川町二丁目1333番地

小平市長 前田雅尚

北海道留萌郡小平町字小平町216番地

小平町長 横浜磨

資料第 1 2

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（東京都国分寺市）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と小平市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第 2 条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第 3 条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することが出来る。

（被災者への救援等）

第 4 条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第 5 条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることが出来る。

（情報の交換）

第 6 条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（避難場所の記載承認）

第 7 条 甲及び乙は、互いの市境に近接する避難場所について、市が発行する防災地図等に記載することを承認する。

（協定の有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第 10 条 この協定は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日

甲 国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市

代 表 者 国分寺市長 星 野 信 夫

乙 小平市小川町二丁目 1 3 3 3 番地

小 平 市

代 表 者 小平市長 前 田 雅 尚

資料第 1 3

「平櫛田中ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書（岡山県井原市）

（目的）

第 1 条 彫刻家平櫛田中ゆかりの地である井原市と小平市は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災した地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第 2 条 井原市と小平市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第 3 条 応援を要請しようとする市は、前条の連絡担当の部局を通じて、直ちに電話等の通信手段により応援を要請するとともに、速やかに文書を送付するものとする。

2 応援を要請しようとする市の通常の通信手段が途絶し応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、応援の要請を受けることとなる市は、要請を待たずに速やかに応援するものとする。

（応援の内容）

第 4 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) ホームページの代理掲載その他情報発信の協力
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

（物資の輸送等）

第 5 条 救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した市が行うものとする。ただし、応援を要請した市による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた市が行うものとする。

（経費の負担）

第 6 条 応援に要する経費は、応援を要請した市が負担するものとする。

2 応援を要請した市が前項の経費を支弁する時間的余裕がない場合には、応援の要請を受けた市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前 2 項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

（その他）

第 7 条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

平成24年3月23日

岡山県井原市井原町311番地1

井原市

代表者 井原市長 瀧本豊文

東京都小平市小川町二丁目1333番地

小平市

代表者 小平市長 小林正則

資料第14

昭和37年市制施行小矢部市・小平市災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 小矢部市と小平市は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災した地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 小矢部市と小平市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、前条の連絡担当の部局を通じて、直ちに電話等の通信手段により応援を要請するとともに、速やかに文書を送付するものとする。

2 被災市の通常の通信手段が途絶し応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、応援の要請を受けることとなる市（以下「応援市」という。）は、要請を待たずに速やかに応援するものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) ホームページの代理掲載その他情報発信の協力
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、人員等の輸送は、被災市が行うものとする。ただし、被災市による輸送が困難な場合には、応援市が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、被災市が負担するものとする。

- 2 被災市が前項の経費を支弁する時間的余裕がない場合には、応援市は、当該経費を一時的に繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(その他)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月25日

富山県小矢部市本町1番地1号

小矢部市

代表者 小矢部市長 桜井森夫

東京都小平市小川町二丁目1333番地

小平市

代表者 小平市長 小林正則

資料第15

公的機関及び民間企業との災害時協力協定等一覧

令和3年9月1日現在

【医療関係】

| 締結先 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| (一社)小平市医師会 | ①傷病者に対する応急処置②後方医療への転送の要否、転送順位の決定③軽易な医療④死亡の確認 |
| (公社)東京都小平市歯科医師会 | ①傷病者の応急処置②後方医療への転送の要否、転送順位の決定③軽易な歯科治療④検視・検案時の法歯学上の協力 |
| (一社)小平市薬剤師会 | ①傷病者に対する調剤②傷病者に対する服薬指導③医薬品の管理 |
| (公社)東京都柔道整復師会北多摩支部小平市柔道整復師会 | ①傷病者の応急救護②衛生材料の提供 |
| (公社)東京都助産師会小平・小金井地区分会 | ①医療救護所等における応急救護活動の支援②避難所等における助産婦、乳幼児に対する心身両面のケア |
| 医薬品卸売販売5事業者 | 医薬品の供給 |
| 民間救急及び介護タクシー7事業者 | 医療救護所から医療機関への搬送 |

【消火協力関係】

| 締結先 | 内容 |
|-----------------------|--------------------------------|
| (株)ブリヂストン東京工場 | ①消防隊の指示に基づく消火活動②消防隊の指示に基づく充水活動 |
| ルネサスエレクトロニクス(株)武蔵野事業所 | ①消防隊の指示に基づく消火活動②消防隊の指示に基づく充水活動 |
| (株)日立国際電気小金井工場 | ①消防隊の指示に基づく消火活動②消防隊の指示に基づく充水活動 |

【施設提供関係】

| 締 結 先 | 内 容 |
|------------|------------------------|
| 警視庁小平警察署 | 遺体検案・安置のための施設利用 |
| 小金井ゴルフ（株） | 広域避難場所としての施設の利用 |
| 小平特別支援学校 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| 二葉むさしが丘学園 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| （福）黎明会 | 福祉避難所、緊急医療救護所としての施設の利用 |
| （福）緑友会 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| （福）まりも会 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| （福）多摩済生医療団 | 福祉避難所、緊急医療救護所としての施設の利用 |
| （福）平心会 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| （福）七日会 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| 嘉悦学園 嘉悦大学 | 一時的避難施設としての利用 |
| 東京都公園協会 | 避難場所としての施設の利用（都立小金井公園） |
| （福）武蔵野会 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| （福）あいの樹 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| （福）全国スモンの会 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| （福）小平晴風会 | 福祉避難所としての施設の利用 |
| 西武信用金庫 | 一時的避難施設としての利用 |
| 学校法人 白梅学園 | 一時的避難施設としての利用 |
| （福）緑山会 | 福祉避難所としての施設の利用 |

【応急対策関係】

| 締 結 先 | 内 容 |
|--|---|
| 東京都下水道局、多摩地域30市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合 | 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援 |
| 東京都下水道局、多摩地域30市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 | 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力 |
| 小平市建設業協会 | ①道路及び上下水道施設等の損壊箇所の応急措置②障害物の除去 |
| 小平市造園業組合 | 建設資機材を活用した道路啓開等の応急対策業務 |
| 小平市上下水道工事店会 | ①水道施設における損壊箇所の応急措置②下水道施設における損壊箇所の応急措置 |
| 東京土建一般労働組合小平支部 | ①倒壊建物等からの救出救助活動に関する労務及び資器材の提供②道路上の障害物の除去活動に要する労務及び資器材の提供③避難施設等の応急危険度判定及び応急修繕④被災住宅の応急修理⑤被災建築物に関する相談、助言 |
| (一社) 東京都自動車整備振興会多摩中央支部 | ①道路上の放置車両、故障車両を対象とした障害物の除去②救援活動中の緊急自動車等の整備③故障車の一時収容場所としてのオープンスペース提供 |
| (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部東京都部会 | ①下水道管路施設の状況調査②下水道管路施設の応急処置の協力 |
| 小平市清掃事業協同組合 | ごみ、し尿及びびがれき等の処理業務 |
| 東多摩再資源化事業協同組合 | 災害廃棄物の運搬等に関する協力 |
| (株) アクティオ | レンタル機材の提供 |
| (株) レンタルのニッケン東久留米営業所 | レンタル機材の提供 |
| (株) 建昇 | レンタル機材の提供 |
| 東京多摩葬祭業協同組合 | ①遺体の収容及び必要な機材等の提供②遺体を安置する施設の提供③遺体搬送用寝台車及び霊柩車等の提供 |
| 東京電力パワーグリッド(株) 武蔵野支社 | ①災害情報の共有②電力復旧に支障となる障害物の除去等の相互連携 |

【輸送関係】

| 締 結 先 | 内 容 |
|---------------------|------------|
| (一社) 東京都トラック協会多摩支部 | 車両及び運転者の供給 |
| 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部 | 車両及び運転者の供給 |

【情報伝達関係】

| 締 結 先 | 内 容 |
|-----------------------|--|
| 東京消防庁小平消防署 | 通信設備（電話、FAX）の利用 |
| 日本郵便（株）小平郵便局 | ①避難者情報の提供②避難所への臨時郵便差出箱の設置③郵便局等における帰宅困難者への情報提供 |
| (株) ジェイコム東京西東京局 | 災害放送による情報提供 |
| 小平市アマチュア無線クラブ | 情報収集及び伝達 |
| 東京ガス（株）東京西支店 | 都市ガスの供給停止等の市民への情報提供 |
| 東電タウンプランニング（株）多摩総支社 | 避難場所等の案内表示 |
| (株) 日立国際電気 | 防災行政無線（同報系無線）設置のための施設屋上の使用 |
| NPO法人クライシスマップパース・ジャパン | ①ドローンによる被災状況の調査②ドローンにより撮影した情報の提供③取得した情報を基に被災状況を反映した地図の作成及び提供 |
| ヤフー（株） | ①キャッシュサイトの利用②ヤフーサービス上に避難所等の防災情報を掲載 |
| (株) クルメディア | 避難や防災に関する情報を FM ラジオ局で発信 |

【食料・物資調達関係】

| 締 結 先 | 内 容 |
|--------------|--------------|
| 第一屋製パン（株） | 食料の供給 |
| あけぼのパン（株） | 食料の供給 |
| わらべや日洋（株） | 食糧の供給 |
| 有楽製菓（株） | 食料の供給 |
| (株) 西友 花小金井店 | 食料・生活必需物資の供給 |

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| (株) 西友 小平店 | 食料・生活必需物資の供給 |
| (株) ダイエー イオン フードスタイル小平店 | 食料・生活必需物資の供給 |
| 生活協同組合コープとう きょう | 食料・生活必需物資の供給 |
| マミーマート | 食料・生活必需物資の供給 |
| 東京むさし農業協同組合 | ①生鮮食料品の供給②生産緑地の避難場所としての活用 |
| 小平酒販組合 | 飲料水の提供 |
| 東京コカ・コーラボトリン グ (株) | 飲料水の提供 |
| (株) 八洋フーズ | 飲料水の提供 |
| (株) ジャパンビバレッジ イースト | 飲料水の提供 |
| 独立行政法人国立精神・神 経医療研究センター | 飲料水の提供 |
| (株) プリヂェストン | 飲料水の提供 |
| 東京都プロパンガス協会北 多摩支部小平部会 | プロパンガス等の燃料供給の支援 |
| 小平市内給油取扱所 6 事業 所 | 石油燃料の供給 |
| (株) 大塚油司 | 石油燃料の供給 |
| セツカートン (株) | ダンボール製簡易ベッド等の供給 |
| 東京多摩葬祭業協同組合 | 遺体の収容、安置に必要な機材、施設の提供 |

【避難者支援関係】

| 締 結 先 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| (福) 小平市社会福祉協議 会 | ①ボランティアの受入れ、派遣②避難所等の運営、維持等 に対する支援及び協力③自宅で生活している被災者に対する 支援及び協力 |
| 東京都理容生活衛生同業組 合小平支部 | 理容サービスの提供 |
| 東京都美容生活衛生同業組 合小平支部 | 美容サービスの提供 |
| 東京建物リゾート (株) | 入浴サービスの提供 |

| | |
|---------------------|--|
| 小平スカウト協議会 | ①避難所の運営協力②災害関連情報の収集・伝達③子どものための援助活動④その他 |
| (学) 白梅学園白梅学園大学・短期大学 | 避難所におけるボランティア |
| (学) 津田塾大学 | 語学ボランティア |
| 小平市国際交流協会 | ①避難所等における外国人の支援②語学ボランティアに関する他団体との連絡調整 |
| トヨタモビリティ東京(株) | 避難所などにおいて電力確保を目的とした給電車両の貸与 |

【動物救護関係】

| 締 結 先 | 内 容 |
|--------------------------|---|
| (公社) 東京都獣医師会北多摩支部小平市獣医師会 | ①負傷した被災動物への応急手当②被災動物の保護及び管理③被災動物に関する情報提供④避難所等における被災動物の適正飼養の指導⑤施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急・復旧活動 |
| ぶるーべりー愛犬ふぁみりー協会 | ①被災動物の保護・管理②避難所等における動物の適正飼養に関する指導・助言 |

【復興支援関係】

| 締 結 先 | 内 容 |
|---------------------------------|---------------------------|
| (社) 全日本不動産協会東京本部多摩北支部 | 民間賃貸住宅の斡旋 |
| (公社) 東京都宅地建物取引業協会北多摩支部 | 民間賃貸住宅の斡旋 |
| 多摩信用金庫 小平支店・学園東支店・一橋学園支店・花小金井支店 | 被災者への支援活動 |
| 西武信用金庫 小平支店・花小金井支店 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |
| 東京厚生信用組合 小平支店 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |
| 青梅信用金庫 小平支店 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |
| 東京都民銀行 小平支店 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |
| りそな銀行 小平支店・花小金井支店 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |
| ゆうちょ銀行小平店 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |

| | |
|------------------------|---------------------------|
| 三井住友銀行花小金井支店 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |
| 東京スター銀行小平支店 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |
| 三菱東京UFJ銀行国分寺駅前支店鷹の台出張所 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |
| 東京むさし農業協同組合 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |
| みずほ銀行八坂支店 | ①避難所等における相談対応②稼働金融機関情報の提供 |

【避難場所提供】

| 協 力 先 | | |
|-------------|--------------|------------|
| (学) 育英学院 | (独) 情報通信研究機構 | 都立小平霊園 |
| 関東管区警察学校 | (学) 白梅学園 | (大) 一橋大学 |
| 小金井ゴルフ (株) | (学) 創価学園 | (株) ブリヂストン |
| 小平高等学校 | (大) 東京学芸大学 | (株) 丸井 |
| 小平西高等学校 | 東京ガス (株) | |
| 小平南高等学校 | 東京障害者職業能力開発校 | |
| 職業能力開発総合大学校 | 都立小金井公園 | |